

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月10日 提出
【計算期間】	第1期（自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日）
【ファンド名】	マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高原 芳信
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【電話番号】	03-6267-1900
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

(注) 当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内 外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資形態	為替ヘッジ	投資対象地域
--------	------	------	-------	--------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	ファミリー ファンド	あり	グローバル (日本を含む)
	年2回		なし	日本
	年4回	ファンド・オブ・ ファンズ		北米
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回(隔月)			欧州
	年12回(毎月)			アジア
	日々			オセアニア
不動産投信	その他			中南米
その他資産 (投資信託証券 (株式))				アフリカ
				中近東(中東)
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				エマージング

(注) 当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

・該当する商品分類の定義について

投資対象資産による 属性区分	その他資産 (投資信託証券(株式))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が投資信託証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度による 属性区分	年 12 回 (毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域による 属性区分	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がグローバルな資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態による 属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジによる 属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、ヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※ 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）よりご確認ください。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託者は受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

ファンドの特色

1 配当など「目に見える」株主への還元を積極的に行う企業に投資します。

- 「目に見える」株主還元とは、①「配当金の支払い」、②「自社株買い」、③「負債の削減」のことをいいます。
- 企業のキャッシュフローの分析を通じて、豊富な資金を株主のために還元する企業を選別します。



2 世界各国の様々な業種の企業から、株主還元を積極的な企業を選別します。



用語説明

- 株主還元：株式会社が営業活動によって得た利益の一部を、出資者である株主に還元（返還）することをいいます。代表的なものに、配当金の支払いや自社株買いがあります。
- キャッシュフロー：企業が営業活動によって得た現金収入（キャッシュ・イン）から、経費や税金などの外部への支出（キャッシュ・アウト）を差し引いた後に残る現金のことをいいます。キャッシュフローが大きいほど、株主還元を積極的に行うことができます。
- 自社株買い：自社株を株式市場から買い戻すことをいいます。流通する株数が減少する結果、既存株主の持分が増加します。

資金動向・市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算を行い、安定した分配を目指すとともに、年4回のボーナス分配を目指します。

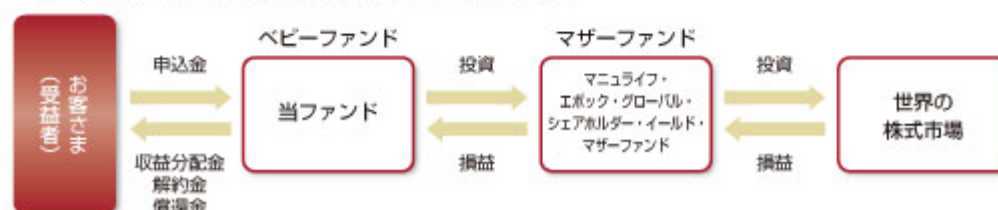
- 毎月の決算時（原則10日、休業日の場合は翌営業日とします。）に、配当等収益を中心に安定した分配を目指します。
- また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益（評価益を含みます。）を加えたボーナス分配を行うことを目指します。



※分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

- マニユライフ・エボック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、お客さま（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



※実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保持します。

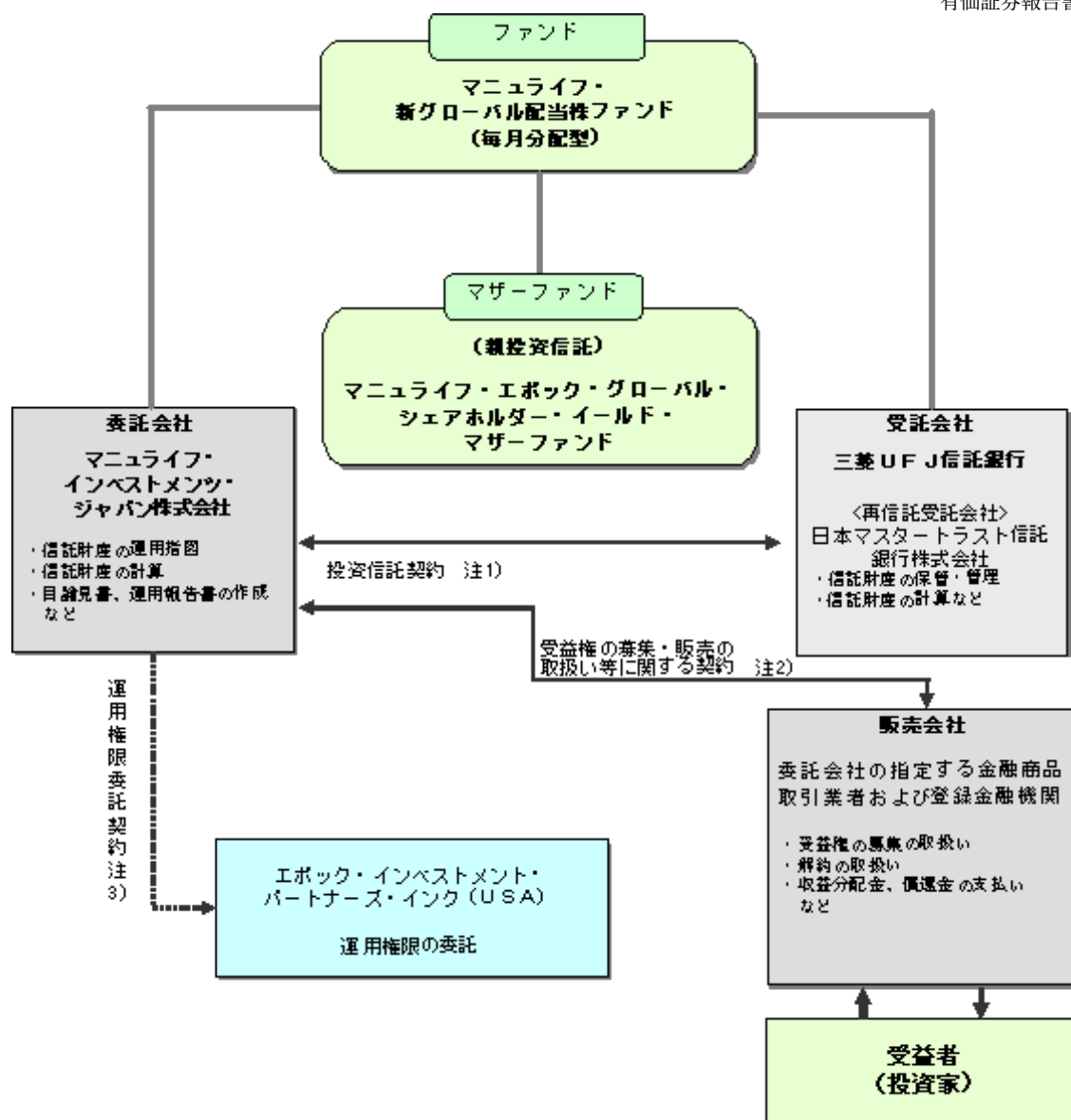
（2）【ファンドの沿革】

平成22年8月31日

当初設定日、信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

① 委託会社・ファンドの関係法人の役割



＜関係法人と締結している契約の概要＞

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。

② 委託会社の概況（平成23年3月31日現在）

1. 資本金の額 2億5,000万円
2. 代表者の役職氏名 代表取締役 高原 芳信
3. 本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
4. 沿革
 - 平成19年11月27日 会社設立
 - 平成20年 7月25日 投資運用業・第二種金融商品取引業登録
 - 平成20年 9月19日 社団法人投資信託協会加入
5. 大株主の状況

名称	住所	所有株数	比率
マニユライフ生命保険 株式会社	東京都調布市国領町四 丁目34番地1	29,800株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. マザーファンドを通じて実質的に主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式（※）に分散投資を行います。

（※）株式・・・DR（預託証券）及び上場・登録予定を含みます。

2. マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク

（USA）（以下、「エポック社」といいます。）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。

1) エポック社のアナリストによる調査と分析により、主に資本効率とフリー・キャッシュフ

ローに着目して配当を含む株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得を目指します。

2) 通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。

3) ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。

3. マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

4. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

5. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託者は、信託金を、主としてマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）を受託者として締結された親投資信託である「マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

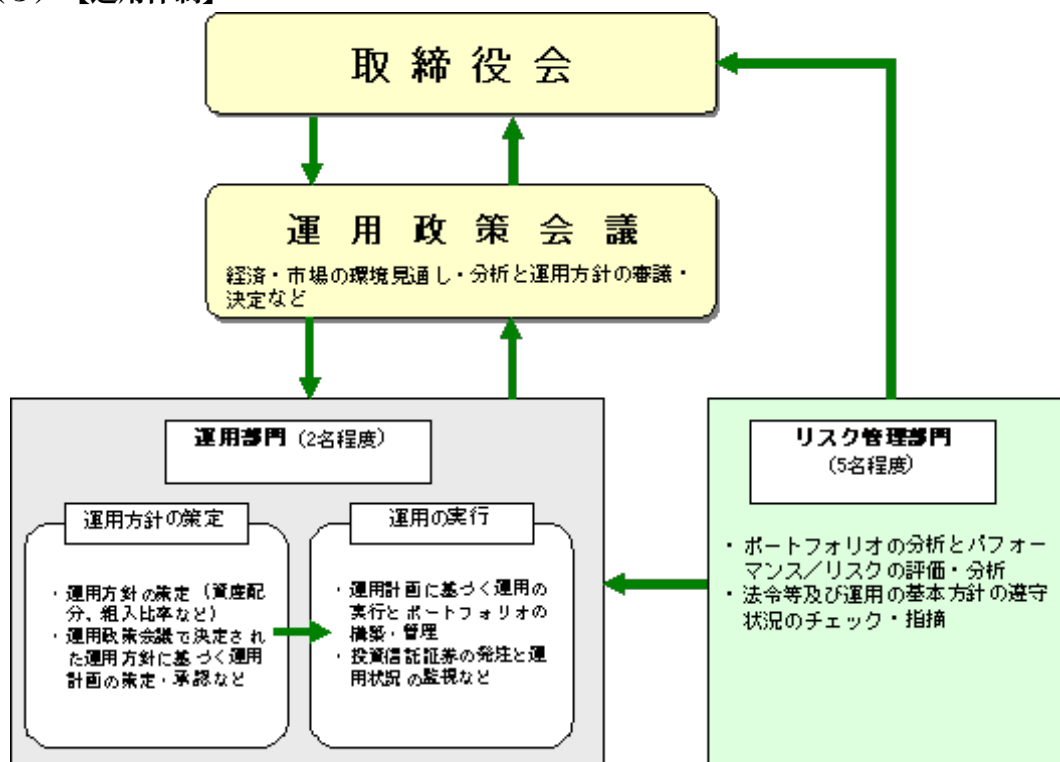
3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】



※ 運用権限の委託が行われたファンドについては、運用委託先に対して定期的に運用状況と運用ガイドライン（法令及び運用制限など）の遵守状況の報告を求めます。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. ファンドの運用者は、運用に関する社内規程を遵守することが求められています。当規程は、運用者の適正な行動基準及び禁止行為が規定されており、法令等の遵守、顧客の保護、公平性の確保などが主な目的になっています。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引などの防止措置を設けております。
3. リスク管理及び法令等・投資信託約款（運用の基本方針）の遵守の管理につきましては、運用部門から独立したリスク管理部門が担当します。定期的に運用パフォーマンスの分析などと法令等の遵守の監視を行うとともに、その結果を運用部門及び取締役会等へ報告することにより、内部牽制の維持に努めます。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社又は受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合などを行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受け取ります。
2. 外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制などに関して、適宜に調査・評価を行うことが社内規程に定められています。
また、定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎月10日。第1期決算日は平成22年9月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、第1期決算日から第3期決算日の間は、分配を行いません。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

収益分配額は、分配対象額の範囲で委託者が決定するものとし、毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。

分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

1. 運用の基本方針、2. 運用方法、（３）投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします
- ④ 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブ（株式先物・オプションなど）の直接利用は行いません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、約款第20条^{*}の範囲で行うことがあります。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け、借入れは行いません。

＊ 約款第20条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

2. 約款第26条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令に基づく投資制限>

- ① デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる取引は行いません。（金融商品取引法）
- ② ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投信法）

<参考>マザーファンドの概要

(1) 投資方針

① 基本方針

安定した配当等の収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 主要投資対象

主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式に分散投資を行います。（新興国市場に信託財産の20%まで投資することができます。）

③ 投資態度

- イ．運用にあたっては、エポック社に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。
- ロ．エポック社アナリストによる調査と分析により、グローバル化する市場の中で、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得を目指します。
- ハ．通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。
- ニ．ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。
- ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 投資対象

世界各国の株式等を投資対象とします。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。（信託約款第20条の規定の範囲で行うことがあります。）

- ⑧ 取引所上場のデリバティブ取引（株式先物・株式オプション・通貨先物）はヘッジ目的に限定しません。（信託約款第18条の規定の範囲で行うことがあります。）
- ⑨ 異常な投資環境においては、一時的に短期の投資適格債券に集中して投資することがあります。その場合、投資目標の達成はできないことがあります。
- ⑩ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。

3【投資リスク】

1. 基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<主な変動要因>

(1) 株価変動リスク

株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢などの影響を受け変動します。そのため、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

(2) 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

(3) カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入れた株式の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更される場合があります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(4) 公社債投資に係るリスク（金利リスク・信用リスク）

ファンドは、マザーファンドを通じてハイイールド債券を含む公社債に信託財産の20%以内で投資することがあります。

公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が元利金の債務不履行（デフォルト）を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落し損失を被ることがあります。

ハイイールド債券は、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安等により、デフォルト・リスクが高い傾向があります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイイールド債券の価格は大きく下落します。なお、新興国の債券は、よりその影響を受けやすいと考えられます。

したがって、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 大量解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドは、解約資金を手当するために、当ファンドが実質的に組入れする有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファ

ンドの基準価額が変動する場合があります。

また、当ファンドのマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

③ 申込受付の中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の各受付を取り消すことがあります。

また、委託会社は、ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口換金について委託会社の判断により換金金額や受付時間の制限を設ける場合があります。

④ 取引相手方に関する留意点

有価証券等の売買やコール・ローンの取引に当っては、取引相手方の選択には十分な注意を払いますが、想定外の取引相手方の倒産等が原因で契約の不履行により損失が生じたり、決済が遅延する可能性があります。

⑤ 繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託約款の規定により、信託期間中であっても、残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

3.投資リスクに対する管理体制

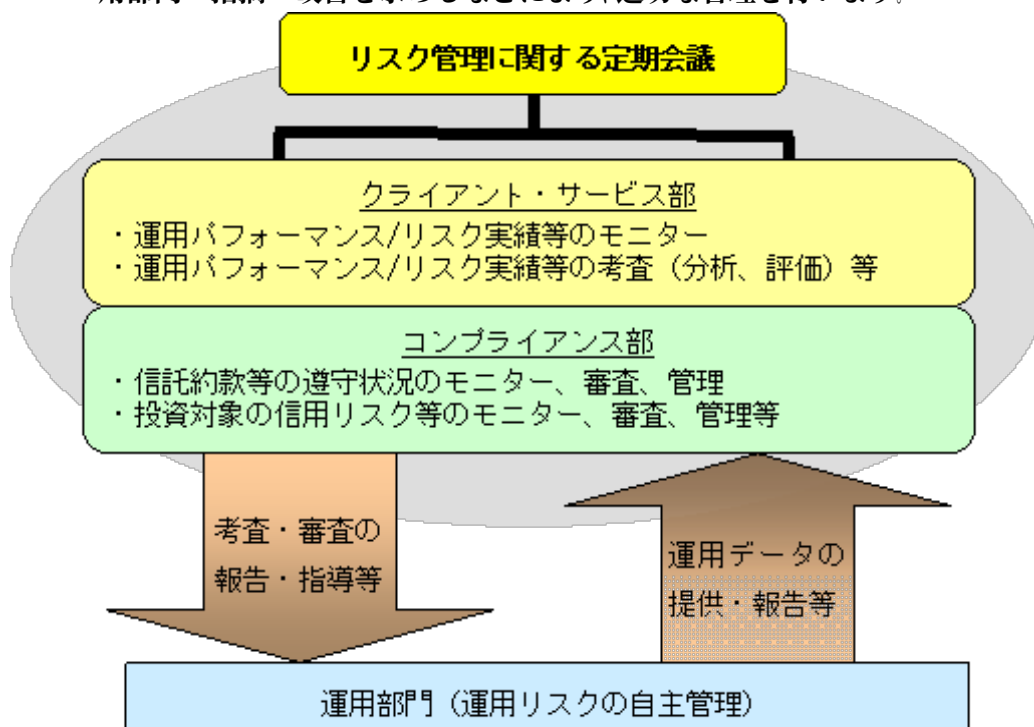
◆ リスク管理関連の会議

● パフォーマンス・レビュー・ミーティング

投資信託の信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行い、課題事項について運用部門に指摘し、改善を求めます。

● リスク・マネジメント・ミーティング

投資信託の信託財産の運用リスクを独自に把握、管理し、その結果に基づき課題事項について、運用部門へ指摘・改善を求めるなどにより、適切な管理を行います。



4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。なお、販売会社は下記にてご確認ください。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9：00～17：00）

※ 「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、信託報酬の配分は、次の通りとなります。（委託会社が販売会社の場合には、委託会社が収受します。）

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬総額	委託会社	販売会社	受託会社
年1.491% （税抜1.42%）	ファンドの純資産総額に対して ・ 100億円まで：年0.756% （税抜 0.72%） ・ 100億円超部分：年0.7665% （税抜 0.73%）	年0.6615% （税抜0.63%）	ファンドの純資産総額に対して ・ 100億円まで：年0.0735% （税抜 0.07%） ・ 100億円超部分：年0.063%（税 抜0.06%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるエポック社に受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、ファンドから支払われます。

・ ご購入するファンドが間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
-----	-----	-------

都 度	1.有価証券の売買および先物等の取引に係る売買委託手数料等 2.外貨建て資産の保管費用 3.一部解約に伴う立替金を受ける場合の利息 4.信託財産に関する租税 5.信託事務の処理に要する費用 6.借入金の利息、融資枠の設定費用など (上記全てについて、マザーファンドに係るものを含みます。)	実 額(消費税等相当額を含みます。) 運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。
毎 日	7.信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用 8.投資信託振替制度に係る手数料および費用 9.有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出に係る費用 10.繰上償還または重大な投資信託約款の変更に関する書面決議に係る書面の作成、印刷、交付の費用および公告に係る費用	ファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.21%税込み）を乗じて得た額 注1)

注1）委託会社は、この額を合理的な見積率による7.から10.の費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.21%（税込み）の範囲内で、これを変更することができます。

お申込から換金または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

（5）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行われます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金の損益通算について]

換金（解約）および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収[※]が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 税制が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

◆換金（解約）時および償還時の課税について

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益（個別元本超過額）[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによる換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買い取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

◆個別元本について

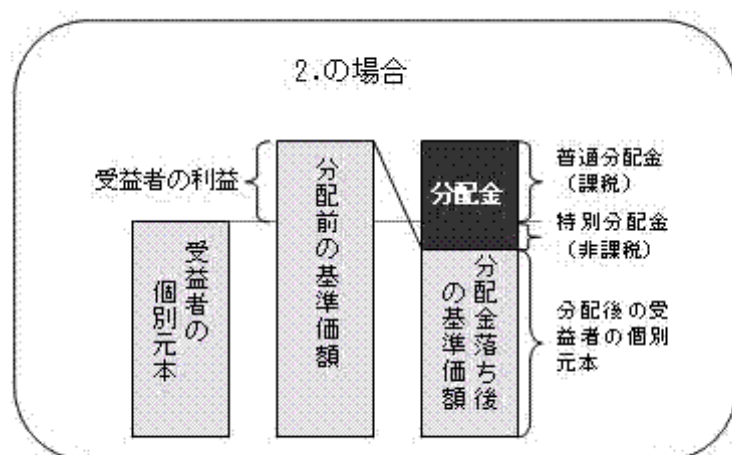
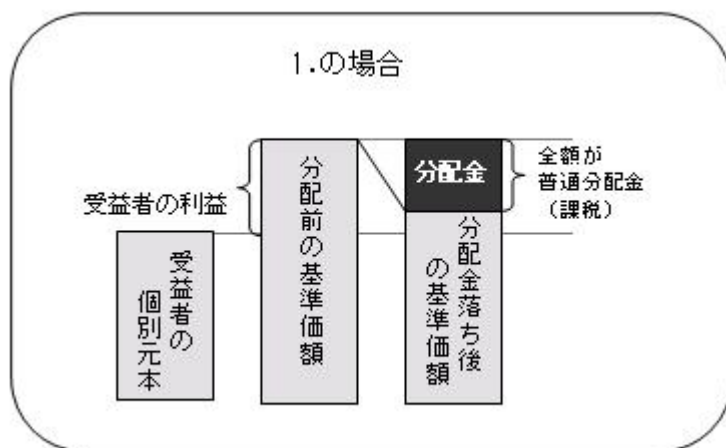
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「◆収益分配金の課税について」をご参照ください。）

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆収益分配金の課税について

- 分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
 1. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります
 2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。なお、収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



*上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

5【運用状況】

以下は当ファンドの平成23年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
外貨建株式親投資信託受益証券	—	11,559,307	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△9,342	△0.08
合計(純資産総額)	—	11,549,965	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,905,000	0.16
	アメリカ	960,625,988	53.58
	カナダ	60,233,542	3.36
	ブラジル	17,654,190	0.98
	ユーロ (ドイツ)	63,057,492	3.51
	ユーロ (イタリア)	22,611,626	1.26
	ユーロ (フランス)	126,385,764	7.05
	ユーロ (スペイン)	28,275,878	1.57
	ユーロ (ベルギー)	38,945,532	2.17
	イギリス	275,242,532	15.35
	スイス	88,853,697	4.95
	スウェーデン	9,023,293	0.50
	ノルウェー	10,205,514	0.56
	オーストラリア	19,440,928	1.08
	台湾	19,916,955	1.11
	小 計	1,743,377,931	97.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	49,173,848	2.74
合計(純資産総額)	—	1,792,551,779	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	エポック・グローバル ・シェアホルダー・ イールド・マザーファ ンド	8,230,194	1.3777	11,339,141	1.4045	11,559,307	100.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド
以下の運用状況は、平成23年3月31日現在です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

① 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	SWISSCOM AG-REG	電気通信 サービス	950	35,957.19	34,159,335	37,188.04	35,328,639	1.97
2	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・ タバコ	6,400	4,745.37	30,370,371	5,462.95	34,962,912	1.95
3	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信 サービス	137,100	221.40	30,354,578	240.80	33,013,839	1.84
4	カナダ	株式	BCE INC	電気通信 サービス	10,500	2,960.40	31,084,300	3,027.22	31,785,856	1.77
5	イギリス	株式	PEARSON PLC	メディア	21,100	1,314.51	27,736,266	1,476.80	31,160,621	1.73
6	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	38,460	774.25	29,777,880	797.31	30,664,732	1.71
7	イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	食品・飲料・ タバコ	11,700	2,590.03	30,303,394	2,589.43	30,296,361	1.69
8	アメリカ	株式	LORILLARD INC	食品・飲料・ タバコ	3,700	6,892.24	25,501,305	7,964.93	29,470,272	1.64

9	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	6,000	4,700.58	28,203,498	4,813.79	28,882,773	1.61
10	アメリカ	株式	CENTURYLINK INC	電気通信 サービス	8,200	3,286.08	26,945,921	3,469.84	28,452,765	1.58
11	アメリカ	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	エネルギー	4,700	5,186.23	24,375,281	6,053.32	28,450,604	1.58
12	ユーロ (スペイン)	株式	TELEFONICA SA	電気通信 サービス	13,500	2,181.92	29,455,953	2,094.50	28,275,878	1.57
13	ユーロ (ドイツ)	株式	BASF SE	素材	3,900	6,117.59	23,858,629	7,108.28	27,722,300	1.54
14	ユーロ (フランス)	株式	FRANCE TELECOM SA	電気通信 サービス	14,300	1,936.37	27,690,203	1,862.89	26,639,422	1.48
15	アメリカ	株式	NISOURCE INC	公益事業	16,000	1,474.33	23,589,324	1,598.14	25,570,288	1.42
16	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・ タバコ	11,700	2,057.79	24,076,176	2,171.04	25,401,244	1.41
17	ユーロ (フランス)	株式	VINCI SA	資本財	4,900	4,558.18	22,335,125	5,177.19	25,368,255	1.41
18	ユーロ (フランス)	株式	TOTAL SA	エネルギー	5,000	4,519.39	22,596,966	5,046.10	25,230,522	1.40
19	アメリカ	株式	DIAGEO PLC-SPONSORED ADR	食品・飲料・ タバコ	4,000	6,052.48	24,209,954	6,294.45	25,177,820	1.40
20	ユーロ (ベルギー)	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	食品・飲料・ タバコ	5,220	5,234.21	27,322,609	4,785.09	24,978,216	1.39
21	ユーロ (フランス)	株式	VIVENDI	メディア	10,400	2,412.80	25,093,156	2,367.85	24,625,741	1.37
22	アメリカ	株式	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	医薬品・バイ オテクノロジー・ライフ サイエンス	6,200	4,303.01	26,678,677	3,873.12	24,013,387	1.33
23	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信 サービス	7,400	2,674.10	19,788,369	3,197.94	23,664,822	1.32
24	ユーロ (イタリア)	株式	TERNA SPA	公益事業	56,800	379.34	21,546,845	398.09	22,611,626	1.26
25	イギリス	株式	FIRSTGROUP PLC	運輸	51,100	505.20	25,816,151	436.88	22,324,724	1.24

26	アメリカ	株式	TUPPERWARE BRANDS CORP	耐久消費財・アパレル	4,300	4,041.58	17,378,805	4,927.46	21,188,116	1.18
27	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	8,200	2,347.13	19,246,471	2,553.53	20,938,999	1.16
28	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	46,800	473.74	22,171,386	440.89	20,634,109	1.15
29	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	7,300	2,425.27	17,704,543	2,747.27	20,055,114	1.11
30	台湾	株式	HTC CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,450	1,801.98	11,622,771	3,087.90	19,916,955	1.11

ロ.業種別及び種類別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	0.16
	外国	エネルギー	9.75
		素材	4.40
		資本財	5.75
		商業・専門サービス	1.57
		運輸	1.24
		自動車・自動車部品	0.98
		耐久消費財・アパレル	1.18
		消費者サービス	1.19
		メディア	6.26
		小売	1.76
		食品・生活必需品小売り	0.56
		食品・飲料・タバコ	15.69
		家庭用品・パーソナル用品	1.80
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.72
		銀行	0.56
		保険	4.01
		ソフトウェア・サービス	2.80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.45
		電気通信サービス	15.46
		公益事業	13.07
		半導体・半導体製造装置	1.81
合計			97.25

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期末	平成23年 2月10日	11,500,971	11,532,147	1.1067	1.1097
	平成22年 8月末日	2,300,003	—	1.0000	—
	平成22年 9月末日	2,613,033	—	1.0702	—
	平成22年10月末日	2,453,289	—	1.0702	—
	平成22年11月末日	2,480,047	—	1.0814	—
	平成22年12月末日	20,148,053	—	1.0705	—
	平成23年 1月末日	10,715,937	—	1.0782	—
	平成23年 2月末日	9,745,803	—	1.0988	—
	平成23年 3月末日	11,549,965	—	1.1106	—

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日	0.0360

③【収益率の推移】

	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)	当期末 1口当たり純資産 (分配付)	収益率(%)
第1特定期間	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日	1.0000	1.1097	14.3

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

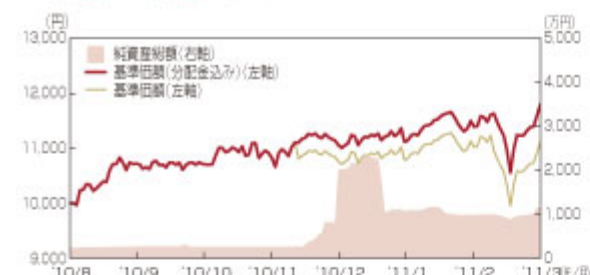
	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日	22,591,774	12,199,692	10,392,082

(注1) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

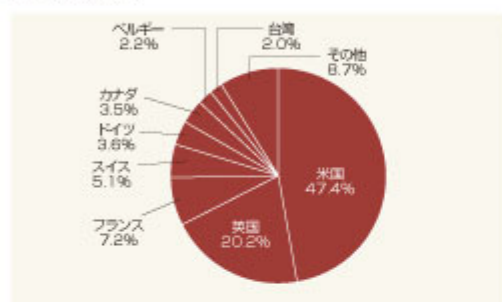
(参考情報)

基準価額・純資産の推移

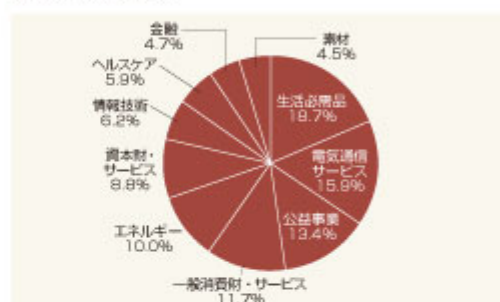


※基準価額は信託報酬等（6頁をご参照下さい）控除後の1万口当たりの価です。
 ※基準価額（分配金込み）は課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

主な資産の状況（マザーファンド）

国別構成比率^{*1}

※1：母体株式所収総額に対する比率です。

業種別投資比率^{*1}

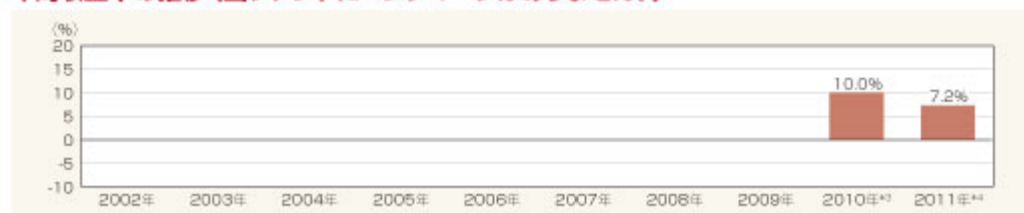
組入れ上位10銘柄

	組入れ銘柄	国	業種	構成比率 ^{*2}
1	スイスコム	スイス	電気通信サービス	2.0%
2	フィリップモリス・インターナショナル	米国	生活必需品	2.0%
3	ボーダフォン・グループ	英国	電気通信サービス	1.8%
4	ビーシーイー	カナダ	電気通信サービス	1.8%
5	ピアソン	英国	一般消費財・サービス	1.7%
6	ナショナル・グリッド	英国	公益事業	1.7%
7	インペリアル・タバコ・グループ	英国	生活必需品	1.7%
8	ロリラード	米国	生活必需品	1.6%
9	ネスレ	スイス	生活必需品	1.6%
10	センチュリーリンク	米国	電気通信サービス	1.6%

※2：純資産総額に対する比率です。

※個別銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。
 ※業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

年間収益率の推移（当ファンドにベンチマークはありません。）



※3：2010年：2010年8月31日～2010年12月末の収益率 ※4：2011年：2011年1月～2011年3月の収益率

※ファンドの年間収益率は課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
 ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付（販売会社の営業日）

平成22年8月31日（火曜日）から平成23年11月10日（木曜日）まで。

原則として、いつでも申込みができます。ただし、以下の日は申込みできません。

ニューヨークの証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

※一部の銀行休業日は、現地の事情により申込不可日とならない場合があります。詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

② 申込単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と分配金を税引き後申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」があります。販売会社によっては、一方しかお取扱いしない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 申込価額

申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

④ 申込手数料

1. 申込手数料率は3.15%（税抜き3.0%）を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。（以下同じ）

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、申込口数または申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込みの口数）に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額が加算されます。）。

2. ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の申込手数料は無手数料とします。

⑤ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記の委託会社においてもご照会いただけます。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>

電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に

係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑧ 申込受付時間

原則、午後3時まで受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。

⑨ 申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払いください。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

⑩ その他

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

① 解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

※一部の銀行休業日は、現地の事情により申込不可日とならない場合があります。詳しいお申込不可日については、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

② 解約単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

③ 解約価額

解約価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（基準価額）に掲載されます。また下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>

電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金[※]（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

[※]税金については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

④ 換金手数料

ありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑦ 支払開始日

原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧ 解約請求受付時間

原則午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。

- ・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口換金について、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。このような場合には、投資家の皆様はご換金のお申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が換金請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この換金請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×1万口

(注) 「信託財産の純資産総額」とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

外国の金融商品取引所上場株式	原則として、当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。(注)
外国の店頭登録株式	原則として、海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場、または最終買気配相場で評価します。(注)

※ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(注) 原則として、基準価額計算日の前営業日とします。

③ 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

④ 基準価額の照会方法

- 基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、下記においてもご照会いただけます。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901 （営業日の9:00～17:00）

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しません。
受益証券の保管については、該当事項がありません。

(3) 【信託期間】

平成22年8月31日から無期限
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成22年8月31日から平成22年9月10日までとします。
上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1. ファンドの償還条件等

- ① 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）
 - ・ 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ ②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ ②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ ②から④までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示

をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、②から④までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

- ⑥ このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

2. 信託約款の変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出します。なお、この投資信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託会社は、①の事項（①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ ②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ ②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ ②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ ⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3. 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または重大な約款変更を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「ファンドの償還条件等②」または「信託約款の変更②」に規定する書面に付記します。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mlij.co.jp/>

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

5. 運用報告書

毎年2月及び8月の計算期末、および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

6. 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヶ月または1ヶ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。
- ・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、換金を請求する権利を有します。

- ・換金代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則5営業日目から支払います。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等 をご参照ください。）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成22年8月31日から平成23年2月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

当特定期間 (平成23年2月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	11,500,971
未収入金	51,554
流動資産合計	11,552,525
資産合計	11,552,525
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	31,176
未払受託者報酬	882
未払委託者報酬	16,987
その他未払費用	2,509
流動負債合計	51,554
負債合計	51,554
純資産の部	
元本等	
元本	10,392,082
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,108,889
（分配準備積立金）	284,541
元本等合計	11,500,971
純資産合計	11,500,971
負債純資産合計	11,552,525

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当特定期間 自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日
営業収益	
受取利息	3
有価証券売買等損益	631,469
営業収益合計	631,472
営業費用	
受託者報酬	2,136
委託者報酬	41,210
その他費用	6,066
営業費用合計	49,412
営業利益	582,060
経常利益	582,060
当期純利益	582,060
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	156,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,731,537
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,731,537
剰余金減少額又は欠損金増加額	887,468
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	887,468
分配金	161,060
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,108,889

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	当特定期間
	自 平成22年 8 月31日 至 平成23年 2 月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は、信託約款第29条により平成22年 8 月31日（設定日）から平成23年 2 月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	当特定期間末 平成23年 2 月10日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	2,300,000 円
期中追加設定元本額	20,291,774 円
期中一部解約元本額	12,199,692 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	10,392,082 口
3. 特定期間末日における 1 口当たり純資産額 (特定期間末日における 1 万口当たり純資産額)	1.1067 円 11,067 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当特定期間 自 平成22年 8 月31日 至 平成23年 2 月10日	
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	12,483 円
2. 分配金の計算過程 (平成22年 8 月31日から平成22年 9 月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (4,295円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額 (72,766円)、信託約款に規定される収益調整金 (949円) 及び分配準備積立金 (0円) より分配対象収益は78,010円 (1 万口当たり333.47円) であり、約款第18条に基づき第 1 計算期末においては分配を行わないので、分配を行っておりません。	
(平成22年 9 月11日から平成22年10月12日までの分配金計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (5,340円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額 (79,959円)、信託約款に規定される収益調整金 (8,092円) 及び分配準備積立金 (77,061円) より分配対象収益は170,452円 (1 万口当たり698.12円) であり、約款第18条に基づき第 2 計算期末においては分配を行わないので、分配を行っておりません。	

（平成22年10月13日から平成22年11月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,528円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（51,854円）、信託約款に規定される収益調整金（34,171円）及び分配準備積立金（127,831円）より分配対象収益は218,384円（1万口当たり948.45円）であり、約款第18条に基づき第3計算期末においては分配を行わないので、分配を行っておりません。
（平成22年11月11日から平成22年12月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,105円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（25,662円）、信託約款に規定される収益調整金（35,023円）及び分配準備積立金（183,413円）より分配対象収益は253,203円（1万口当たり1,099.77円）であり、うち69,066円（1万口当たり300円）を分配金額としております。
（平成22年12月11日から平成23年1月11日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（22,663円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,441,183円）及び分配準備積立金（149,114円）より分配対象収益は1,612,960円（1万口当たり795.60円）であり、うち60,818円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
（平成23年1月12日から平成23年2月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（27,040円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（238,748円）、信託約款に規定される収益調整金（824,348円）及び分配準備積立金（49,929円）より分配対象収益は1,140,065円（1万口当たり1,097.01円）であり、うち31,176円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	当特定期間 自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	当特定期間 自 平成22年 8 月31日 至 平成23年 2 月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

当特定期間（平成23年 2 月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	376,510
合 計	376,510

（デリバティブ取引に関する注記）

当特定期間（平成23年 2 月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当特定期間（自 平成22年 8 月31日 至 平成23年 2 月10日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	-----	----	-----	----

親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・エポック・グローバル・シェア ホルダー・イールド・マザーファンド	8,461,574	11,500,971	
	小計		8,461,574	11,500,971	
	合計			11,500,971	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

＜参考＞

当ファンドは「マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	平成23年2月10日現在
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	17,839,110
コール・ローン	6,119,610
株式	1,690,250,561
派生商品評価勘定	3,601
未収配当金	4,230,651
未収利息	8
流動資産合計	1,718,443,541
資産合計	1,718,443,541
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,861
未払金	7,020,934
未払解約金	51,554
流動負債合計	7,084,349
負債合計	7,084,349
純資産の部	
元本等	
元本	1,259,052,687
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	452,306,505
元本等合計	1,711,359,192
純資産合計	1,711,359,192
負債純資産合計	1,718,443,541

[次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成22年 8月31日 至 平成23年 2月10日
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティ ブ等の評価 基準および 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成23年 2月10日現在
1. 元本の推移 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における解約元本額 同特定期間末日における元本の内訳 マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型） マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・ファンド（適格機関投資家専用） 合計	 1,285,900,895 円 22,473,001 円 49,321,209 円 8,461,574 円 1,250,591,113 円 1,259,052,687 円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,259,052,687 口
3. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	 1.3592 円 13,592 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成22年 8月31日 至 平成23年 2月10日
-----	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

（平成23年2月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	78,129,140

合 計	78,129,140
-----	------------

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	（平成23年2月10日現在）			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 イギリス・ポンド 売建 アメリカ・ドル	5,136,847	—	5,140,448	3,601
	5,136,847	—	5,148,708	△11,861
合計	10,273,694	—	10,289,156	△8,260

（注）時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（ア）同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

（イ）同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年8月31日 至 平成23年2月10日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CHEVRON CORP	1,600	96.24	153,984.00	
	CONOCOPHILLIPS	1,600	70.66	113,056.00	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	2,700	69.39	187,353.00	
	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS	2,400	42.69	102,456.00	

EXXON MOBIL CORP	2,100	82.55	173,355.00	
KINDER MORGAN ENERGY PRTRNS	3,000	72.15	216,450.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	4,700	69.30	325,710.00	
SPECTRA ENERGY CORP	4,200	25.89	108,738.00	
STATOIL ASA-SPON ADR	9,000	23.86	214,740.00	
BEMIS COMPANY	3,200	33.24	106,368.00	
BHP BILLITON LTD-SPON ADR	1,700	93.75	159,375.00	
DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	4,100	53.83	220,703.00	
EMERSON ELECTRIC CO	1,900	60.99	115,881.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,400	57.34	194,956.00	
PITNEY BOWES INC	9,200	25.09	230,828.00	
WASTE MANAGEMENT INC	2,600	38.18	99,268.00	
TUPPERWARE BRANDS CORP	4,300	54.35	233,705.00	
MCDONALD'S CORP	1,500	75.93	113,895.00	
COMCAST CORP-SPECIAL CL A	7,600	22.16	168,416.00	
REGAL ENTERTAINMENT GROUP-A	13,900	13.08	181,812.00	
TIME WARNER INC	4,400	36.93	162,492.00	
GENUINE PARTS CO	2,400	53.42	128,208.00	
ALTRIA GROUP INC	11,700	24.15	282,555.00	
COCA-COLA CO/THE	1,800	63.15	113,670.00	
COCA-COLA ENTERPRISES	4,400	25.90	113,960.00	
DIAGEO PLC-SPONSORED ADR	4,700	80.74	379,478.00	
HJ HEINZ CO	2,200	48.38	106,436.00	
KELLOGG CO	2,500	53.10	132,750.00	
LORILLARD INC	3,700	76.35	282,495.00	
PEPSICO INC	1,600	64.42	103,072.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	6,400	59.54	381,056.00	
REYNOLDS AMERICAN INC	3,800	32.02	121,676.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	3,600	65.08	234,288.00	
ABBOTT LABORATORIES	2,400	45.54	109,296.00	
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	6,200	48.80	302,560.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	8,800	25.72	226,336.00	
JOHNSON & JOHNSON	4,500	60.88	273,960.00	
MERCK & CO. INC.	4,300	33.09	142,287.00	
NYSE EURONEXT	3,600	38.10	137,160.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	7,000	30.03	210,210.00	
METLIFE INC	6,000	25.16	150,960.00	
TRAVELERS COS INC/THE	2,000	58.81	117,620.00	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,500	49.18	122,950.00	
MICROSOFT CORP	9,200	27.97	257,324.00	
ORACLE CORP	7,300	32.88	240,024.00	
AT&T INC	8,200	27.97	229,354.00	
CENTURYLINK INC	8,200	44.50	364,900.00	
CHINA MOBILE LTD-SPON ADR	2,000	48.14	96,280.00	
PHILIPPINE LONG DIST -SP ADR	1,700	55.49	94,333.00	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	7,400	36.68	271,432.00	

	CMS ENERGY CORP	7,800	19.09	148,902.00	
	DPL INC	3,600	26.73	96,228.00	
	DUKE ENERGY CORP	11,300	17.83	201,479.00	
	NICOR INC	3,100	51.66	160,146.00	
	NISOURCE INC	16,000	18.69	299,040.00	
	NSTAR	2,600	44.26	115,076.00	
	PROGRESS ENERGY INC	2,200	45.79	100,738.00	
	SCANA CORP	2,600	42.59	110,734.00	
	SOUTHERN CO	5,100	37.59	191,709.00	
	TECO ENERGY INC	10,700	17.89	191,423.00	
	VECTREN CORPORATION	5,500	26.00	143,000.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	5,700	37.24	212,268.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	14,300	13.09	187,187.00	
小計				11,468,101.00	
				(946,003,651)	
カナダ・ドル	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	4,300	21.75	93,525.00	
	BCE INC	10,500	36.59	384,195.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	5,000	35.01	175,050.00	
小計				652,770.00	
				(54,101,577)	
ブラジル・レアル	CPFL ENERGIA SA	7,500	39.70	297,750.00	
小計				297,750.00	
				(14,762,445)	
ユーロ	TOTAL SA	5,000	43.00	215,000.00	
	AIR LIQUIDE	933	93.98	87,683.34	
	BASF SE	2,800	57.82	161,896.00	
	VINCI SA	4,900	43.77	214,497.50	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	3,000	55.03	165,090.00	
	VIVENDI	10,400	20.96	218,036.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	5,220	40.95	213,759.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,380	122.10	168,498.00	
	SCOR SE	6,300	20.82	131,197.50	
	FRANCE TELECOM SA	16,500	16.32	269,362.50	
	MOBISTAR SA	2,400	45.72	109,740.00	
	TELEFONICA SA	13,500	18.56	250,627.50	
	TERNA SPA	43,700	3.27	143,117.50	
小計				2,348,504.84	
				(265,662,867)	
イギリス・ポンド	BAE SYSTEMS PLC	46,800	3.50	164,221.20	
	MEGGITT PLC	26,200	3.64	95,499.00	
	FIRSTGROUP PLC	51,100	3.73	190,807.40	
	COMPASS GROUP PLC	15,900	5.56	88,483.50	
	PEARSON PLC	21,100	10.60	223,660.00	
	NEXT PLC	4,300	20.55	88,365.00	
	WM MORRISON SUPERMARKETS	22,100	2.79	61,681.10	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,600	24.03	62,491.00	

	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	11,700	19.75	231,075.00	
	UNILEVER PLC	3,250	18.23	59,247.50	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	3,000	32.70	98,100.00	
	VODAFONE GROUP PLC	137,100	1.80	246,917.10	
	NATIONAL GRID PLC	38,460	5.61	215,760.60	
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	10,600	11.67	123,702.00	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	15,700	5.70	89,490.00	
小計				2,039,500.40	
				(270,682,493)	
スイス・フラン	NESTLE SA-REG	6,000	50.80	304,800.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1,000	140.60	140,600.00	
	SWISSCOM AG-REG	950	431.00	409,450.00	
小計				854,850.00	
				(73,542,745)	
スウェーデン・クローナ	ASSA ABLOY AB-B	3,600	183.50	660,600.00	
小計				660,600.00	
				(8,462,286)	
ノルウェー・クローネ	ORKLA ASA	10,350	52.85	546,997.50	
小計				546,997.50	
				(7,833,004)	
オーストラリア・ドル	JB HI-FI LTD	5,400	19.00	102,600.00	
	WESTPAC BANKING CORP	4,849	24.10	116,860.90	
小計				219,460.90	
				(18,267,925)	
新台湾・ドル	HTC CORP	6,450	993.00	6,404,850.00	
	QUANTA COMPUTER INC	73,000	59.90	4,372,700.00	
小計				10,777,550.00	
				(30,931,568)	
合計				1,690,250,561	
				(1,690,250,561)	

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 63銘柄	100.00%	55.97%
カナダ・ドル	株式 3銘柄	100.00%	3.20%
ブラジル・レアル	株式 1銘柄	100.00%	0.87%
ユーロ	株式 13銘柄	100.00%	15.72%
イギリス・ポンド	株式 15銘柄	100.00%	16.02%
スイス・フラン	株式 3銘柄	100.00%	4.35%
スウェーデン・クローナ	株式 1銘柄	100.00%	0.50%
ノルウェー・クローネ	株式 1銘柄	100.00%	0.46%
オーストラリア・ドル	株式 2銘柄	100.00%	1.08%

新台湾・ドル	株式 2銘柄	100.00%	1.83%
--------	--------	---------	-------

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成23年3月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	11,609,862 円
II 負債総額	59,897 円
III 純資産総額(I－II)	11,549,965 円
IV 発行済口数	10,399,947 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1106 円

(参考) マニユライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド
純資産額計算書

I 資産総額	1,805,664,803 円
II 負債総額	13,113,024 円
III 純資産総額(I－II)	1,792,551,779 円
IV 発行済口数	1,276,246,972 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.4045 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

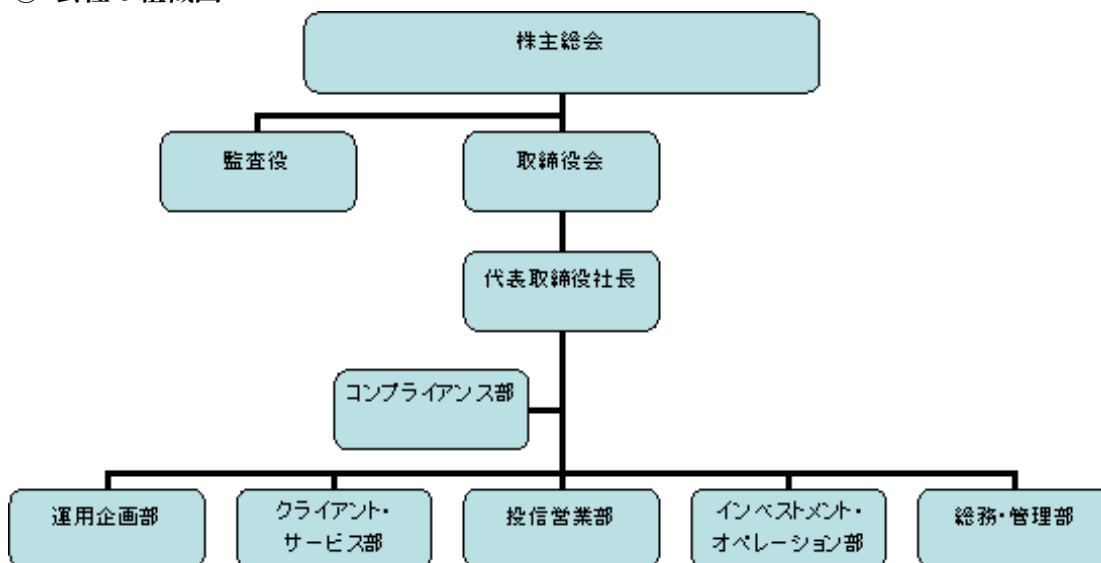
（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 2億5,000万円
発行可能株式の総数 40,000株
発行済株式総数 29,800株
最近5年間の資本金額の増減： 平成21年3月10日
新株発行による第三者割当増資実施（資本金額 4億9,500万円）
平成22年6月23日
資本金の額を4億9,500万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更

増資前の 資本金額	減少株数	増加株数	減資金額	増資金額	増資後の 資本金額
4億9千5百万円	0株	10,000株	4億9千5百万円	2億5千万円	2億5千万円

（2）委託会社の機構

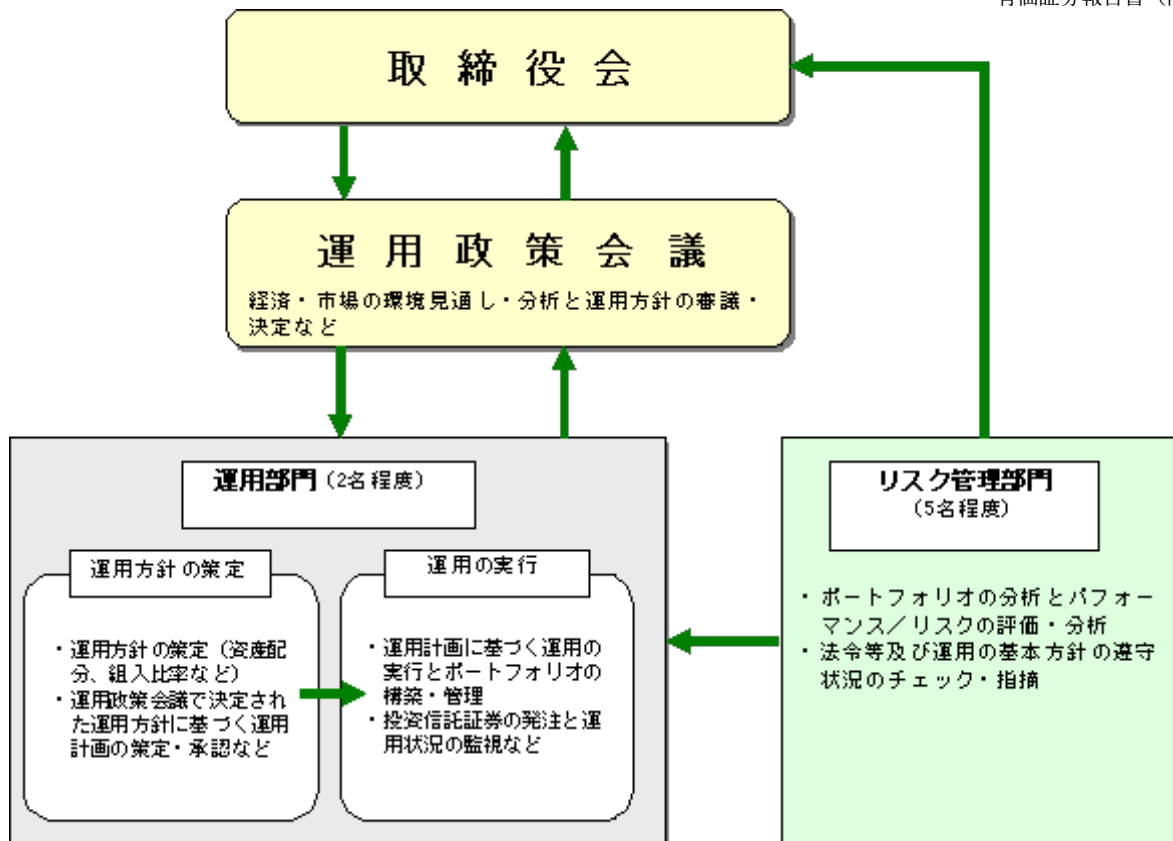
① 会社の組織図



◆ 経営の意思決定

委託会社は取締役会を設置します。3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一です。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出ます。
取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構



※ 運用権限の委託が行われたファンドについては、運用委託先に対して定期的に運用状況と運用ガイドライン（法令及び運用制限など）の遵守状況の報告を求めます。

1. 運用政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、運用政策会議において決定されます。運用政策会議は、代表取締役、運用企画部長、クライアント・サービス部長、コンプライアンス部長、投信営業部長を基本メンバーとして構成され、必要に応じて他の役職員及び外部の者も参加します。運用政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・ 運用企画部は、運用政策会議で審議するために、ファンドの資産配分や組み入れる投資信託証券の選択・配分を運用方針として策定し、同会議に上程します。
- ・ 同会議で審議・決定された運用方針に基づき、ファンドごとに具体的な運用計画を策定し、運用を実行するとともに、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

- ・ クライアント・サービス部は、ファンドのポートフォリオの分析と運用実績およびそのリスクを評価・分析して、運用企画部へ運用サポート情報として提供します。
- ・ コンプライアンス部は、ファンドの運用の基本方針における投資制約や諸法令などの遵守状況を監視します。
- ・ 両部は、これら運用状況における重要事項については、適宜、運用部門や取締役会への報告事項とします。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行う

ことができます。

平成23年3月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	総資産額の合計額 （百万円）
単位型株式投資信託	-	-
追加型株式投資信託	13	153,906
株式投資信託 合計	13	153,906
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	13	153,906

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2.委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度及び第3期事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、千円単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

（1）【貸借対照表】

期別		第2期 (平成21年3月31日現在)			第3期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金			501,239			235,404	
2. 前払費用			6,616			5,857	
3. 未収委託者報酬			31,810			51,466	
4. 未収消費税			6,257			-	
流動資産合計			545,922	89.8		292,727	85.0
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 工具器具備品			4,212			4,212	
(2) その他			3,564			3,874	
(3) 減価償却累計額			△2,926			△5,596	
有形固定資産合計			4,849			2,490	
2. 投資その他の資産							
(1) 敷金			21,665			21,665	
投資その他の資産合計			21,665			21,665	
固定資産合計			26,514	4.4		24,155	7.0
III 繰延資産							
1. 創立費			1,254			904	
2. 開業費			34,181			26,585	
繰延資産合計			35,435	5.8		27,489	8.0
資産合計			607,872	100.0		344,371	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			548			7,670	
2. 未払金							
(1) 未払手数料		5,637			2,387		
(2) その他未払金	※ 1	1,324	6,961		6,010	8,396	

3. 未払費用	※ 1	38,889		100,249	
4. 未払法人税等		1,949		1,330	
5. 賞与引当金		6,581		9,305	
6. 役員賞与引当金		4,801		1,499	
流動負債合計		59,730	9.8	128,449	37.3
負債合計		59,730	9.8	128,449	37.3
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		495,000	81.4	495,000	143.7
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		495,000		495,000	
資本剰余金合計		495,000	81.4	495,000	143.7
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
(i) 繰越利益剰余金		△441,858		△774,079	
利益剰余金合計		△441,858	△72.6	△774,079	△224.8
株主資本合計		548,142	90.2	215,921	62.7
純資産合計		548,142	90.2	215,921	62.7
負債・純資産合計		607,872	100.0	344,371	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		
	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬		40,129	40,129	100.0	349,894	349,894	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料		7,431			32,168		
2. 広告宣伝費		22,788			10,491		
3. 支払投資顧問料		40,924			217,158		
4. 委託計算費		15,388			44,288		
5. 営業雑経費		6,256			3,273		
(1) 諸会費		5,284			635		
(2) その他営業雑経費		972	92,786	231.2	2,639	307,379	87.8
III 一般管理費	※ 1						
1. 給料		201,256			233,525		
(1) 役員報酬		38,081			21,764		
(2) 給料手当		135,064			177,086		
(3) 賞与		28,112			34,676		
2. 法定福利費		18,381			22,429		
3. 福利厚生費		11,079			10,861		
4. 賞与引当金繰入額		4,437			12,091		
5. 役員賞与引当金繰入額		4,427			1,499		
6. 採用教育費		17,007			16,218		
7. 地代家賃		24,653			24,653		
8. 外注費		9,667			9,239		

9. 修繕費		531			-		
10. 支払報酬料		8,624			6,326		
11. 諸経費	※ 2	23,142	323,201	805.4	27,240	364,081	104.1
営業損失（△）			△375,858	△936.6		△321,565	△91.9
IV 営業外収益							
1. 受取利息		433			102		
2. 受取賠償金		2,766			-		
3. 還付消費税等		-			3,577		
4. 雑収入		16	3,214	8.0	28	3,708	1.1
V 営業外費用							
1. 創立費償却		350			350		
2. 開業費償却		3,798			7,596		
3. 立退料	※ 1	756			-		
4. 為替差損		-			597		
5. その他		151	5,055	12.6	5	8,548	2.4
経常損失（△）			△377,699	△941.2		△326,405	△93.3
VI 特別利益							
1. 賞与引当金戻入益		-			2,652		
2. 役員賞与引当金戻入益		-	-		3,523	6,175	
VII 特別損失							
1. 特別退職金	※ 1	-			9,208		
2. 役員特別退職金	※ 1	-	-		2,601	11,809	
税引前当期純損失（△）			△377,699	△941.2		△332,039	△94.9
法人税、住民税及び事業税			290	0.7		182	0.1
当期純損失（△）			△377,989	△941.9		△332,221	△94.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

I. 第2期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	250,000
	当期変動額 新株の発行	245,000
	当期末残高	495,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	250,000
	当期変動額 新株の発行	245,000
	当期末残高	495,000
資本剰余金合計	前期末残高	250,000
	当期変動額	245,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△63,869
	当期変動額 当期純損失（△）	△377,989
	当期末残高	△441,858
利益剰余金合計	前期末残高	△63,869
	当期変動額	△377,989
	当期末残高	△441,858
株主資本合計	前期末残高	436,131

	当期変動額	112,011
	当期末残高	548,142
純資産合計	前期末残高	436,131
	当期変動額	112,011
	当期末残高	548,142

II.第3期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
資本剰余金合計	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△441,858
	当期変動額 当期純損失（△）	△332,221
	当期末残高	△774,079
利益剰余金合計	前期末残高	△441,858
	当期変動額	△332,221
	当期末残高	△774,079
株主資本合計	前期末残高	548,142
	当期変動額	△332,221
	当期末残高	215,921
純資産合計	前期末残高	548,142
	当期変動額	△332,221
	当期末残高	215,921

重要な会計方針

第2期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	第3期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
1. 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。 工具器具備品 5年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。 2. 繰延資産の処理方法 （1）創立費 会社成立後5年以内で月数を基準とした定額法により償却をしております。	1. 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 同左 2. 繰延資産の処理方法 （1）創立費 同左

(2) 開業費 会社開業後5年以内で月数を基準とした定額法により償却をしております。 3. 重要な引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 4. 外貨建資産・負債の会計処理 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(2) 開業費 同左 3. 重要な引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 4. 外貨建資産・負債の会計処理 同左 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左
--	---

注記事項

(貸借対照表関係)

第2期 (平成21年3月31日現在)	第3期 (平成22年3月31日現在)
※ 1. 関係会社に対する負債は次の通りであります。	※ 1. 関係会社に対する負債は次の通りであります。
未払費用 11,073 千円 合計 11,073 千円	その他未払金 6,010 千円 未払費用 67,903 千円 合計 73,912 千円

(損益計算書関係)

第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
※ 1. 関係会社に対する事項は次の通りであります。	※ 1. 関係会社に対する事項は次の通りであります。
給料 201,256 千円 立退料 756 千円 合計 202,012 千円	給料 233,525 千円 特別退職金 9,208 千円 役員特別退職金 2,601 千円 合計 245,335 千円
※ 2. 減価償却実施額	※ 2. 減価償却実施額
有形固定資産 2,644 千円	有形固定資産 2,669 千円

（株主資本等変動計算書関係）

I. 第2期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
普通株式	10,000株	9,800株	-	19,800株

（変動事由）

株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当による新株式発行による増加 普通株式 9,800株

II. 第3期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
普通株式	19,800株	-	-	19,800株

（リース取引関係）

第2期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第3期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

第3期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	235,404	235,404	-
(2) 未収委託者報酬	51,466	51,466	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（貸借対照表計上額21,665千円）については、退去の予定がなく返還時期を特定できないため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第2期 (平成21年3月31日現在)	第3期 (平成22年3月31日現在)																																																						
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>3,837</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>675</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,458</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>356</td></tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td><td>1,797</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>162,615</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>170,738</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△170,462</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>277</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>原価算入交際費</td><td>△277</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td>-</td></tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	賞与引当金	3,837	未払事業税	675	貯蔵品	1,458	減価償却超過額	356	繰延資産償却超過額	1,797	繰越欠損金	162,615	繰延税金資産小計	170,738	評価性引当額	△170,462	繰延税金資産合計	277	繰延税金負債		原価算入交際費	△277	繰延税金資産(負債)の純額	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>3,786</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,133</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>423</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,009</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>573</td></tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td><td>1,390</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>293,936</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>302,252</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△302,468</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>△215</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>原価算入交際費</td><td>215</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td>-</td></tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	賞与引当金	3,786	未払費用	1,133	未払事業税	423	貯蔵品	1,009	減価償却超過額	573	繰延資産償却超過額	1,390	繰越欠損金	293,936	繰延税金資産小計	302,252	評価性引当額	△302,468	繰延税金資産合計	△215	繰延税金負債		原価算入交際費	215	繰延税金資産(負債)の純額	-
繰延税金資産	(千円)																																																						
賞与引当金	3,837																																																						
未払事業税	675																																																						
貯蔵品	1,458																																																						
減価償却超過額	356																																																						
繰延資産償却超過額	1,797																																																						
繰越欠損金	162,615																																																						
繰延税金資産小計	170,738																																																						
評価性引当額	△170,462																																																						
繰延税金資産合計	277																																																						
繰延税金負債																																																							
原価算入交際費	△277																																																						
繰延税金資産(負債)の純額	-																																																						
繰延税金資産	(千円)																																																						
賞与引当金	3,786																																																						
未払費用	1,133																																																						
未払事業税	423																																																						
貯蔵品	1,009																																																						
減価償却超過額	573																																																						
繰延資産償却超過額	1,390																																																						
繰越欠損金	293,936																																																						
繰延税金資産小計	302,252																																																						
評価性引当額	△302,468																																																						
繰延税金資産合計	△215																																																						
繰延税金負債																																																							
原価算入交際費	215																																																						
繰延税金資産(負債)の純額	-																																																						
2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳																																																						

税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。	同左
---------------------------	----

（関連当事者情報）

第2期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ生命保険(株)	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	事務委託 役員の兼任	立退料※1	756	未払金	-
							出向者負担金※2	230,449	未払費用	-

(注) 1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針など

※1.立退料については、移転費用の実費を基礎として契約により決定しております。

※2.出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株)	東京都中央区	140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料 ※1	8,544	未払費用	8,971

(注) 1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針など

※1.投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

マニユライフ生命保険(株)（非上場）

第3期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ生命保険(株)	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	事務委託 役員の兼任	出向者負担金 ※1	273,930	未払金	6,010
							特別退職金 ※2	9,208		
							役員特別退職金 ※2	2,601		

(注)1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針など

※1.出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

※2.特別退職金及び役員特別退職金については、親会社の退職金規程に基づいて決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株)	東京都中央区	140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託役員の兼任	投資顧問料 ※1	115,439	未払費用	67,903

(注)1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針など

※1.投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険(株)（非上場）

(1株当たり情報)

第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 1株当たりの純資産額は、27,683円94銭であります。 2. 1株当たりの当期純損失は、35,689円62銭であります。 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1. 1株当たりの純資産額は、10,905円12銭であります。 2. 1株当たりの当期純損失は、16,778円82銭であります。 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
当期純損失（千円）	377,989	332,221
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	377,989	332,221
普通株式の期中平均株式数（株）	10,591	19,800

(重要な後発事象)

第2期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第3期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。	1. 資本金及び資本準備金の額の減少 当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において、財務内容の健全化を図るために、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。 (1) 資本金の額の減少

①減少する資本金の額 4億9,500万円

②資本金の額の減少がその効力を生じる日
平成22年6月23日

③資本金の額の減少の方法
発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少
いたします。

(2) 資本準備金の額の減少

①減少する資本準備金の額 2億8,500万円

②資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日
平成22年6月23日

2. 募集株式発行

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において、親会社であるマニユライフ生命保険㈱を引受先とする第三者割当ての方法により、下記要領で募集株式を発行することを決議いたしました。

①募集株式の数 普通株式10,000株

②募集株式の払込金額 1株につき金50,000円
(払込総額金5億円)

③募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日
平成22年6月23日

④増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
増加する資本金の額 2億5,000万円
増加する資本準備金の額 2億5,000万円

⑤資金の用途
資金の用途については、財務体質の強化並びに事業拡大のための戦略的な投資に充当する予定であります。

[次へ](#)

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

		第4期中間会計期間末 (平成22年 9月30日現在)
科目	注記番号	金額（千円）
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金・預金		593,369
2. 前払費用		5,217
3. 未収委託者報酬		54,638
4. 仮払消費税等	※1	7,513
流動資産計		660,738
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 器具備品		4,212
(2) その他		3,874
(3) 減価償却累計額		△6,586
2. 投資その他の資産		
(1) 敷金		16,909
固定資産計		18,409
III 繰延資産		
1. 創立費		729
2. 開業費		22,787
繰延資産計		23,517
資産合計		702,663

		第4期中間会計期間末 (平成22年 9月30日現在)
科目	注記番号	金額（千円）
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 預り金		5,818
2. 未払金		4,315
3. 未払費用		102,769
4. 未払法人税等		897
5. 賞与引当金		27,273
6. 役員賞与引当金		4,702
7. 仮受消費税等	※1	9,602
流動負債計		155,377
負債合計		155,377
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金		250,000

2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		460,000
(2) その他資本剰余金		5,921
3. 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
(i) 繰越利益剰余金		△168,635
純資産合計		547,286
負債・純資産合計		702,663

(2) 中間損益計算書

		第4期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
科目	注記番号	金額（千円）	
I 営業収益			
1. 委託者報酬		192,049	
営業収益計			192,049
II 営業費用			
1. 支払手数料		16,576	
2. 広告宣伝費		6,158	
3. 支払投資顧問料		115,432	
4. 委託計算費		31,665	
5. 営業雑経費		2,876	
営業費用計			172,708
III 一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬		9,038	
(2) 給料・手当		102,999	
(3) 賞与		285	
2. 法定福利費		11,141	
3. 賞与引当金繰入額		20,803	
4. 役員賞与引当金繰入額		3,203	
5. 不動産賃借料		12,326	
6. 外注費		2,665	
7. 支払報酬料		4,268	
8. 諸経費	※1	13,304	
一般管理費計			180,032
営業損失			△160,691
IV 営業外収益			
1. 受取利息		40	
営業外収益計			40
V 営業外費用			
1. 創立費償却		175	
2. 開業費償却		3,798	

3. 為替差損		305	
営業外費用計			4,278
経常損失			△164,929
VI 特別利益			
1. 賞与引当金戻入益		218	
特別利益計			218
VII 特別損失			
1. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		3,805	
特別損失計			3,805
税引前中間純損失			△168,516
法人税、住民税及び事業税			119
中間純損失			△168,635

(3) 中間株主資本等変動計算書

	第4期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
区分	金額（千円）
株主資本	
資本金	
前期末残高	495,000
当中間期変動額	
新株の発行	250,000
減資	△495,000
当中間期末残高	250,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	495,000
当中間期変動額	
新株の発行	250,000
資本準備金の取崩	△285,000
当中間期末残高	460,000
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
減資	495,000
資本準備金の取崩	285,000
欠損填補	△774,079
当中間期末残高	5,921
資本剰余金合計	
前期末残高	495,000
当中間期変動額	

新株の発行	250,000
減資	495,000
資本準備金の取崩	-
欠損填補	△774,079
当中間期末残高	465,921
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△774,079
当中間期変動額	
欠損填補	774,079
中間純損失	△168,635
当中間期末残高	△168,635
利益剰余金合計	
前期末残高	△774,079
当中間期変動額	
欠損填補	774,079
中間純損失	△168,635
当中間期末残高	△168,635
株主資本合計	
前期末残高	215,921
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
減資	-
欠損填補	-
中間純損失	△168,635
当中間期末残高	547,286
純資産合計	
前期末残高	215,921
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
中間純損失	△168,635
当中間期末残高	547,286

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費
会社成立後５年以内で月数を基準とした定額法により償却しております。
- (2) 開業費
会社開業後５年以内で月数を基準とした定額法により償却しております。

３．引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担分を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担分を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ951千円、税引前中間純損失は4,756千円増加しております。また、当会計基準等の適用により投資その他の資産「敷金」より控除された金額は4,756千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※ １．消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ流動資産、流動負債の部に表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ １．減価償却実施額

有形固定資産 990千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第4期中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	19,800株	10,000株	-	29,800株

（変動事由）

株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株式発行による増加 普通株式 10,000株

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	593,369	593,369	-

(2) 未収委託者報酬	54,638	54,638	-
-------------	--------	--------	---

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額は、18,365円30銭であります。

2. 1株当たり中間純損失は、6,674円93銭であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。

	第4期中間会計期間	
	(自 平成22年 4月 1日	
	至 平成22年 9月30日)	
中間損益計算書上の中間純損失(千円)		168,635
普通株主に帰属しない金額(千円)		-
普通株式に係る中間純損失(千円)		168,635
普通株式の期中平均株式数(株)		25,264

(セグメント情報等)

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間において、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,390千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- ① 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、平成23年1月11日付で本店所在地を変更しました。この変更に伴い同日付で定款変更を行いました。

- ② 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成22年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (平成22年9月30日現在)	

（2）販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成22年12月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
エポック社	52.431百万USドル (平成22年12月末現在)	主として機関投資家向けファンドなどの設計・投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（2）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
- ④ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

（3）「投資顧問会社」は、委託会社から運用権限の委託を受け、マザーファンドの一部を運用します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年11月17日

臨時報告書

独立監査法人の監査報告書

平成21年5月26日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 直季 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白倉 健司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の平成22年8月31日から平成23年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の平成23年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注 1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月25日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松村 直季 印

公認会計士 瀬底 治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年5月20日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少を決議している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年5月20日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松村 直季 印

公認会計士 瀬底 治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。